

令和2年度 帯広市発注の建設工事等入札・契約制度の変更について

1 社会保険等加入の義務化（下請を含む全ての建設業者）

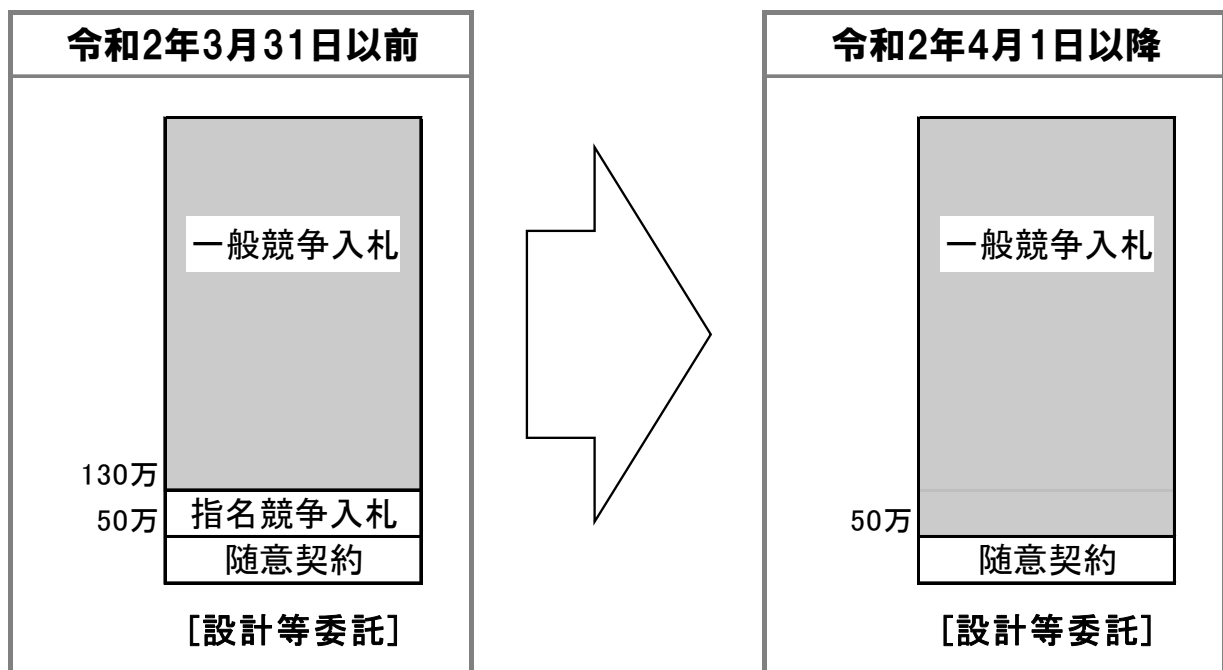
- ・若年入職者の確保や企業間の公平で健全な競争環境の構築等を図る観点から、全ての下請建設業者の社会保険等加入を義務化する。

市発注の工事では、平成30年度から、一次下請までの建設業者の社会保険等加入を義務化しているところですが、社会保険等の加入をさらに促進するため、二次以下の下請建設業者についても社会保険等加入を義務化します。また、法定福利費を明示した請負代金内訳書を契約締結後14日以内に提出いただくこととします。

2 一般競争入札の対象範囲の拡大

- ・設計等委託の一般競争入札の対象範囲を、設計金額50万円超まで拡大する。

帯広市が発注する設計や測量などの業務委託について、これまで一般競争入札の対象範囲を設計金額130万円超としていたところですが、下図のとおり、設計金額50万円超まで拡大します。



3 実施時期

令和2年4月1日施行